**（２）食料、農業及び農村に関する団体の役割・取組**

改正基本法の基本理念を実現するためには、食料システム全体として取り組むべき、環境負荷低減の取組、合理的な価格形成の推進、農村における農地保全のための共同活動や鳥獣被害防止の取組などが重要となっている。これらの取組は個々の農業者や食品事業者、地域住民では対応が困難であり、食料、農業及び農村に関する幅広い団体の役割が重要である。

食料に関する団体については、食品事業者の横断的課題への対応や食育の推進、食品アクセスの確保などが期待される。また、農村に関する団体については、地域農業・農村の維持に向けた取組、食品アクセスの確保、消費者向けの農業・農村の理解の促進といった取組などが期待される。

そのため、改正基本法では、これまで規定していた農業に関する団体の役割のみならず、食料、農業及び農村に関する団体について、団体の活動に積極的に取り組むよう努めるものとされたところである。特に、農業団体については、これまでも効率的な再編整備等が進められてきたところであるが、引き続き体制の強化等を図ることが必要である。

**①　農業協同組合系統組織**

農協系統組織は、2015年の「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）の改正以降、直接販売等による農産物の有利販売、生産資材の価格引下げ、輸出等の農業所得向上に資する自己改革の取組を推進し、一定の成果が出ている。一方で、経済事業の赤字を信用・共済事業で補塡する収支構造がいまだ継続する中、近年、信用・共済の収益は減少傾向である。

今後、人口減少、資材価格の高騰等に伴い、農協をめぐる経営環境は更に厳しい状況となることが見込まれる中、組合員の農業所得の向上等のため、改正基本法に基づく合理的な価格形成等の取組を始めとした組合員ニーズに即した経済事業の強化等を図る必要がある。

このため、組合員との対話を徹底し、経済事業等に対するニーズや地域の実情を把握した上で、持続的な自己改革の取組の深化、農協自らによる合理的な価格形成等の実現に向けた取組、農協がスマート農業の推進や農業支援サービスの実施に取り組むことによる農業者の下支えを促進する。あわせて、組合員が必要とする事業を持続的・安定的に提供できる体制を維持するため、効率的な業務運営等の取組を促進する。

**②　農業委員会系統組織**

農地の集積・集約化等、農地利用の最適化の取組を徹底するため、2015年の「農業委員会等に関する法律」（昭和26年法律第88号）の改正において、農地集積、遊休農地解消等の最適化活動を必須業務化、現場活動を担う農地利用最適化推進委員の新設が措置された。今後、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めていくに当たり、農業委員会には、農業者が減少し、不在村の農地所有者が増加することへの対応や、規模拡大する経営体の広域化への対応が求められる。

このため、限られた組織リソースの下で地域計画による農地利用の最適化を進めていく観点から、事務手続の負担軽減、農地中間管理機構等の関係機関との連携強化等による効率的な執行体制の構築を推進する。また、農地の所有者及びその相続人の探索・意向把握や地域外から参入する経営体と農地のマッチング等について、農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議、全国農業会議所）との連携の下で、農業委員会が所在する市町村・都道府県の域を超えた広域連携を進める等、課題に即した対応が円滑に行われるよう推進する。

**③　農業共済団体**

自然災害が激甚化・頻発化する中、農業共済団体は、農業保険（収入保険・農業共済）の運営・普及拡大に重要な役割を担っている。近年は、職員数及び農業者から任命される損害評価員数はともに減少傾向であり、高齢化も進行している。こうした中、団体運営の効率化のため、団体再編（１県１組合化）の推進により、2024年時点で46都道府県において１組合化を完了しているものの、中長期的には、共済に加入する農業者の大幅な減少に加え、職員や損害評価員等の高齢化・減少等により運営が困難となるおそれがある。

このため、デジタル技術等を活用した保険業務の省力化等、効率的な事業運営を推進するとともに、全国における１県１組合化を実現する。

また、収穫共済（農作物共済、果樹共済及び畑作物共済）については、中長期的には、将来にわたって災害への備えとしての機能を発揮できるよう、収入保険との関係も含めて、制度を抜本的に検討する。

**④　土地改良区**

全国の土地改良区の組合員数及び受益面積はともに減少傾向にあり、また、土地改良区の合併が進み、１改良区当たりの組合員数及び受益面積は増加傾向にあるものの、受益面積300ha未満が全体の約７割、専任職員不在が５割弱を占め、運営基盤に課題を抱えている地区も多く、地域の農業水利施設の保全に必要な体制が脆弱化している。

このため、土地改良区や市町村、集落等の関係団体が協議を通じて役割分担を明確化し、地域内の関係者が連携して地域の農業水利施設の保全に取り組むための計画「水土里ビジョン」を策定する仕組みを設けること等により、地域の農業水利施設の保全に必要な体制の構築、土地改良区の再編整備（合併等）をはじめとする運営基盤の強化を推進する。

**４　幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進**

国はもとより、地方公共団体、農業者をはじめとする関係者、団体等の適切な役割分担の下、施策を総合的に推進する。

また、これまでの関係府省庁との連携施策を更に深化させるとともに、地方創生2.0の方向性を踏まえ、政府一体となって取り組む。